○国土交通省告示第六百九十号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第十二条の規定により、別表に掲げる建設機械を排出ガス対策型建設機械に指定する。

平成二十一年六月二十九日　　国土交通大臣　金子　一義

（別表）排出ガス対策型建設機械

指定番号	建設機械の名称	建設機械の型式	申請者
3―172	空気圧縮機	ＤＩＳ―110ＶＰＢ	デンヨー㈱
3―173	発動発電機	ＤＣＡ―45ＬＳＫＢ	
3―174	発動発電機	ＤＣＡ―150ＬＳＫＢ	
3―175	空気圧縮機	ＰＤＳ175Ｓ―５Ｃ１	北越工業㈱
3―176	空気圧縮機	ＰＤＳ175ＳＣ―５Ｃ１	
3―177	油圧パワーユニット	Ｈ―ＳＰ50	㈱東亜利根ボーリング

○国土交通省告示第六百九十一号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第三条の規定により、別表に掲げる原動機を排出ガス対策型原動機に認定する。

平成二十一年六月二十九日　　国土交通大臣　金子　一義

（別表）排出ガス対策型原動機

認定番号	原動機の名称及び型式	申請者
3―55	ＢＶ―４ＬＥ２	いすゞ自動車㈱

公　告

諸　事　項

税理士懲戒処分公告

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成21年６月16日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成21年６月29日　財務大臣　与謝野　馨

記

税理士　酒井　哲夫　昭和24年８月９日生
税理士名簿登録番号　第74394号
税理士事務所　北海道札幌市西区琴似１条５丁目４番11号幸美ビル２階
住所　北海道石狩市花川北４条１丁目２番地44

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成21年６月15日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成21年６月29日　財務大臣　与謝野　馨

記

税理士　中野　　潔　昭和22年３月30日生
税理士名簿登録番号　第40281号
税理士事務所　茨城県常総市本石下172番地
住所　茨城県常総市本石下172番地

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成21年６月12日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成21年６月29日　財務大臣　与謝野　馨

記

税理士　風間　岳志　昭和41年９月23日生
税理士名簿登録番号　第90078号
税理士事務所　東京都北区志茂２丁目１番16号
住所　埼玉県さいたま市浦和区本太１丁目15番18号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成21年６月11日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成21年６月29日　財務大臣　与謝野　馨

記

税理士　熊倉　　業　昭和25年３月４日生
税理士名簿登録番号　第46520号
税理士事務所　東京都江戸川区江戸川６丁目39番21号
住所　東京都江戸川区松江５丁目15番５号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成21年６月11日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成21年６月29日　財務大臣　与謝野　馨

記

税理士　西﨑　辰男　昭和３年１月14日生
税理士名簿登録番号　第18298号
税理士事務所　東京都港区浜松町２丁目８番４号高雄ビル５階
住所　東京都江東区大島６丁目１番４―912号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成21年６月16日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成21年６月29日　財務大臣　与謝野　馨

記

税理士　扇谷　寿郎　昭和32年９月10日生
税理士名簿登録番号　第66143号
税理士事務所　奈良県橿原市久米町700番地
住所　奈良県橿原市菖蒲町１丁目28番15号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成21年６月17日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成21年６月29日　財務大臣　与謝野　馨

記

税理士　繁田　俊雄　昭和６年７月19日生
税理士名簿登録番号　第31677号
税理士事務所　大阪府大阪市淀川区西中島４丁目７番２―904号
住所　兵庫県神戸市東灘区御影山手４丁目18番７号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成21年６月15日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成21年６月29日　財務大臣　与謝野　馨

記

税理士　佐々木義文　昭和17年11月６日生
税理士名簿登録番号　第93303号
税理士事務所　広島県広島市東区若草町21番７号
住所　広島県広島市東区中山南１丁目21番17号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成21年６月16日から９月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成21年６月29日　財務大臣　与謝野　馨

記

税理士　大橋　房夫　昭和24年４月30日生
税理士名簿登録番号　第46630号
税理士事務所　長野県埴科郡坂城町大字坂城10263番地１
住所　長野県埴科郡坂城町大字網掛305番地２

下記の法人については、税理士法（昭和26年法律第237号）第48条の20第１項の規定に基づき、平成21年６月12日から１月の業務の全部の停止の処分を行ったので、同法第48条の20第２項において準用する同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成21年６月29日　財務大臣　与謝野　馨

記

税理士法人　税理士法人風間会計事務所　平成14年５月16日設立
税理士法人名簿登録番号　第292号
税理士法人事務所　東京都北区志茂２丁目１番16号